

令和 6 年度武雄市公開型及び統合型 GIS 構築業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本要領は、武雄市（以下「市」という。）が行う、令和 6 年度武雄市公開型及び統合型 GIS 構築業務（以下「本業務」という。）について、最も適したシステムを構築する受託者を選定するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

令和 6 年度武雄市公開型及び統合型 GIS 構築業務

(2) 業務内容

別紙「令和 6 年度武雄市公開型及び統合型 GIS 構築業務特記仕様書」のとおりとする。

(3) 構築期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日（月）まで

※翌年度以降のシステム運用期間は、令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 12 年 3 月 31 日（日）までを想定している。

(4) 提案上限額

令和 6 年度支払い上限額：13,750,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※ 1. 上記上限額は、契約時の予定価格となるものではなく、本業務の事業規模を示すものである。

※ 2. 上記システムの構築期間及び運用期間の事業規模については、6. 参加手続き等（3）企画提案書類の提出において、見積書の提出を求めるが、正式な契約については、市及び受託者が協議の上、決定するものとする。

3. 参加資格

参加資格を有する者は、参加表明書提出時点において、次に掲げる要件すべてに該当する事業者とする。なお、参加形態は事業者単体とし、主たる業務の下請けは認めない。

- (1) コンピュータ関連・システム開発に係る役務の提供等について、市の一般競争（指名競争）入札参加資格（物品製造等）（令和 5 年度・6 年度）を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 条）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 武雄市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領（平成 23 年訓令第 3 号）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産の申し立てがなされていないこと。
- (6) 租税を完納していること。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てを行った者でないこと。ただし、更生手続開始の決定

を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。

- (8) 地方公共団体において公開型 GIS 並びに統合型 GIS の導入実績（現在稼働中のもの）を有していること。また、当該システム製品を自社で保有していること。
- (9) 事業化に向けて必要となる市その他の関係機関等との協議、調整などを適切に実施する能力を有し、諸条件に変更が生じた場合などにおいて柔軟な対応ができること。
- (10) ISO9001品質マネジメントシステムの認証を得ていること。
- (11) ISO14001環境マネジメントシステムの認証を得ていること。
- (12) JIS Q 15001個人情報保護マネジメントシステム（プライバシーマーク）の認証を得ていること。
- (13) JIS Q 20000サービスマネジメントシステムの認証を得ていること。
- (14) JIS Q 27001情報セキュリティマネジメントシステムの認証を得ていること。
- (15) JIS Q 27017クラウドサービスのための情報セキュリティの認証を得ていること。

4. スケジュール

- 公募開始の公告 令和6年6月27日（木）
- 質問書受付期限 令和6年7月 8日（月）17時まで
- 質問回答の公表 令和6年7月10日（水）公表
- 参加表明書類の提出期限 令和6年7月11日（木）17時まで必着
- 企画提案書類の提出期限 令和6年7月25日（木）17時まで必着
- プレゼンテーション審査 令和6年7月31日（水）から8月6日（火）のいずれか
※具体的な日時は企画提案書を提出した者に直接通知する。
- 審査結果発表（通知） 令和6年8月上旬
- 契約締結 令和6年8月中下旬
- 構築期間 令和6年8月下旬から令和7年1月
- 運用開始（運用テスト含む） 令和7年1月～令和7年3月
- 納品 令和7年3月末

5. 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質疑は、次のとおり、すべて質問書（様式第13号）を提出するものとする。

受付期間	令和6年6月27日（木）から令和6年7月8日（月）17時まで
提出方法	電子メールにより、下記メールアドレスまで送付すること。 メールアドレス digital@city.takeo.lg.jp
回答方法	質問に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、令和6年7月10日（水）に市公式 Web サイト「たけおポータル」において公表する。なお、質問回答書は本要領の追加または修正として、実施要領と同様に取り扱うものとする。

（たけおポータル [URL:https://www.city.takeo.lg.jp/home.html](https://www.city.takeo.lg.jp/home.html)）

6. 参加手続き等

(1) 実施要領等の配布

配布開始日	令和6年6月27日（木）から
配布資料	①令和6年度武雄市公開型及び統合型 GIS 構築業務公募型プロポーザル実施要

	領（本書） ②令和6年度武雄市公開型及び統合型 GIS 構築業務仕様書 ③参加表明書（様式第1号） ④会社概要（様式第6号） ⑤業務実績調書（様式第7号） ⑥技術者調書（様式第8号） ⑦企画提案書（様式第9号、様式第10号） ⑧見積書（様式第11号） ⑨機能確認書（代替案記載調書）（様式第12号） ⑩質問書（様式第13号）
入手方法	市公式 Web サイト「たけおポータル」からダウンロードするものとする。 （たけおポータル URL: https://www.city.takeo.lg.jp/home.html ）

(2) 参加表明書類の受付

受付期間	令和6年6月27日（木）から令和6年7月11日（木）17時まで
提出先	〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10 武雄市企画部デジタル政策課デジタル推進係 宛
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに必着とする。
提出書類 各1部	①参加表明書（様式第1号） ②会社概要（様式第6号） 企業理念（経営方針）、創業年月日、従業員数、資本金、事業内容 ※必要事項の記載があればパンフレット等でも可 ③業務実績調書（様式第7号） 地方公共団体において公開型 GIS 並びに統合型 GIS の導入実績のうち、主要なものについて記載すること。 ④租税を滞納していないことを証明する書類 ※提出日の3か月以内に発行されたもの ・法人税、消費税及び地方消費税：「その3の3」 ・法人事業税、法人県民税：様式第40号の4（イ） ・市区町村税の完納証明書 ⑤技術者調書（様式第8号） ・管理技術者、照査技術者

(3) 企画提案書類の提出 ※市が通知する参加資格確認結果通知における有資格者のみ提出

提出期限	令和6年7月25日（木）17時まで
提出先	〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10 武雄市企画部デジタル政策課デジタル推進係 宛

提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、受付期限までに必着とする。
提出書類 正 1 部 副 7 部	①企画提案書（様式第 9 号、様式第 10 号） ※代表者印を押印すること 以下に従い作成すること。 ・表紙・目次は枚数に含まない。提案書にはページ番号を付すこと。 ・両面印刷（長辺とじ）とする。 ・各様式に従い、作成すること。（A4 サイズ縦） ・本文の文字フォントは 10.5Pt 以上とする。図表等に付記する注釈・注記などは、この限りではない。ただし、明瞭に読み取れるフォントサイズで作成すること。 ②見積書（様式第 11 号） ・見積書（様式第 11 号）は、構築費用及び運用費用についてそれぞれ内訳書（任意様式）を作成して添付すること。 ・運用費用については、令和 7 年 4 月以降の 5 年間に発生する費用をすべて記載することとし、別途契約する際は、本提案における見積り金額を原則超えてはならない。 ③機能確認書（代替案記載調書）（様式第 12 号） ・すべての機能に対応し、代替案が無い場合は提出する必要はない。

7. 評価について

(1) 選定委員会

- ①選定を行う委員会は「令和 6 年度武雄市公開型及び統合型 GIS 構築業務公募型プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）とする。
- ②選定委員会は市職員及び外部委員で構成する。
- ③選定委員会会議は非公開とする。ただし、優先交渉権者及び審査講評については、市公式 Web サイト「たけおポータル ([URL:https://www.city.takeo.lg.jp/home.html](https://www.city.takeo.lg.jp/home.html))」で公表する。

(2) 審査方法

本業務に係る提案書等の審査、評価及び優先交渉権者の選定は、選定委員会において、下記の要領で行う。

(3) 審査基準

- ①審査基準は、企画提案書類等の内容評価とプレゼンテーションの内容・対応能力評価により総合的に審査を行う。
- ②各選定委員の合計得点が、満点の 6 割に達しない場合は委託業者として選定しない。
- ③評価の結果、最高点の提案者が 2 者以上ある場合は選定委員間で協議の上、選定委員長が決定する。

評価項目		配点	判断評価基準
提案課題1	実施方針	20	・本市のGISの導入状況、公開型及び統合型GISの必要性など、現状把握が十分あるか評価する。 ・市民サービスの向上、業務効率化、DX推進等を把握した方針であるか評価する。

	実施体制		・データ整備や各部署との個別調整など人員体制は十分であるか評価する。
	工程計画		・本市が求めるサービス開始時期に対応したスケジュールであるか。また、それらを達成するため、工程管理等の工夫があるか評価する。
提案課題2 及び 提案課題3	システム構成 ・運用方法	55	・システム構成やデータの取り扱いについて工夫があるか（各システムとの効率的な連携、ネットワーク、データセンター等）評価する。
	公開型GIS		・初めて操作する市民でも直感的に操作できるか（シンプルな画面構成、一般的な地図アプリと同様の直感的で、マニュアルいらずの操作性等）評価する。
	統合型GIS		・職員による容易なデータ維持管理、職員の業務効率化、高度化に寄与する仕組みであるか評価する。
提案課題4	サポート体制	20	・職員から問合せがあった場合、迅速に対応できる体制であるか（電話によるサポート、オンサイトに事業所が本市に近い等）。また、効果的な研修実施に関する工夫があるか評価する。
	利用促進		・市民や事業者に対して、公開型GISの普及に向けた取組みを示されているか。 ・職員に対して、他自治体の事例に基づく、稼働後におけるシステムの利用促進に向けた提案であるか評価する。
提案事項5	その他提案事項	5	上記以外に本業務に関連する有効な追加提案があるか評価する。
見積書	見積り価格	10	業務コストの妥当性を評価する。
要件仕様対応	要件仕様対応 及び代替案	10	仕様書に記載した必須要件を満たしているか。満たしていない場合、代替案が妥当であるか評価する。
計		120	

(4) プレゼンテーション審査の実施

プレゼンテーション審査の概要は以下のとおり。

詳細な日時や実施時間は、プレゼンテーション実施通知書にて別途通知を行う。

※プレゼンテーション審査については、原則、対面により実施する

①日 時：令和6年7月31日（水）から8月6日（火）のいずれか

②場 所：武雄市役所庁舎内会議室

③時 間：説明 30 分、質疑応答 10 分を予定

④その他：提案書類受付部署にて別途抽選を行った順に実施する

入場する説明者は5名以内とする

必要な機器のうち、モニター及びケーブルは市が用意する

(5) 審査結果・公表

優先交渉権者選定後、参加者全員に選定又は非選定の審査結果を電子メールにて通知する。また、審査結果は市公式 Web サイト「たけおポータル ([URL:https://www.city.takeo.lg.jp/home.html](https://www.city.takeo.lg.jp/home.html))」上にも公表する。なお、審査結果の通知は、令和 6 年 8 月 8 日（木）を予定している。

8. 契約手続き

契約については、優先交渉権を得た提案者（以下「契約候補者」という。）と協議のうえ締結することとし、協議がまとまらない場合は優先順位の次点の提案者と交渉を行うものとする。

9. 留意事項

次のいずれかに該当するときは、契約候補者としての決定を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- (2) 選定委員又はその関係者に選定に関する接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。
- (3) 契約候補者の決定から契約締結までの間に、契約候補者の経営事情等の変化により、業務の履行が困難であると判断したとき。
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、契約候補者としてふさわしくないと判断したとき。
- (5) 契約候補者が、参加資格要件に適合しなくなったとき。

10. その他

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類で用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とする。
- (3) 提出書類の文章は横書きとし、文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。文字等の色指定はない。
- (4) 提出された書類は返却しない。また、市はこの書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (5) 本案件に係る情報公開請求があった場合には、武雄市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。なお、武雄市情報公開条例第 7 条第 3 号に該当するものとして提案者が指定する部分についてはこの限りでない。
- (6) 一定の適格性を満たす参加者がいないときは、契約候補者を選出しない場合がある。
- (7) 審査結果に対する異議申し立ては認められない。
- (8) 審査の経過や採点表の内容は開示しないものとする。審査結果の開示等を理由とした他提案者の閲覧請求は受け付けないものとする。
- (9) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、市の承諾を得た場合に限り、本業務の一部を第三者に再委託させることができる。
- (10) 参加者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領及び業務仕様書等の記載内容を承諾したものとみなす。

11. 問い合わせ先（事務局）

武雄市 企画部 デジタル政策課 デジタル推進係 担当：古賀

住所 〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10

電話番号 0954-27-7107

FAX 番号 0954-23-3816

E-mail digital@city.takeo.lg.jp